

施行待ちの改正

子ども・子育て支援金制度のリーフレットなどを公表(こども家庭庁)

子ども・子育て支援金制度による「子ども・子育て支援金」の徴収が、令和8年4月から(給与天引きはその翌月から)スタートします。

こども家庭庁から公表された事業主向けリーフレットを確認しておきましょう。

子ども・子育て支援金制度/事業主向けリーフレット(抜粋)

子ども・子育て支援金の保険料(令和8年度)

令和8年4月保険料(5月に給与天引き)より支援金を拠出いただきます。

※ 医療保険の保険料とあわせて徴収します。

子ども・子育て支援金に係る保険料率(支援金率)は0.23%です。

- ※ 支援金額(月額)は、標準報酬月額×支援金率になります。
※ 基本的に支援金額の半分を企業のみなさまに拠出いただきます。
※ 賞与からも支援金を拠出いただきます(標準賞与×支援金率)。

このリーフレットにはQ&Aも掲載されており、そのなかには、下記のようなものもあります。

Q 給与明細で分けて記載しないといけないの?

A 保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務ではありませんが、本制度が社会全体でこどもや子育て世帯を応援する趣旨であることを踏まえて、給与明細にその内訳を記載する取組について各企業でご対応ください。

もっと知りたい! 子ども・子育て支援金制度 Q&A

「子ども・子育て支援金制度」って? 給与明細で分けて記載しないといけないの?

給与明細に、保険料額の内訳として支援金額を示すか否かについては、上記の見解を念頭に置きつつ、各企業の実情に応じて対応すれば差し支えないでしょう。たとえば、協会けんぽに加入し、保険料額表を用いて保険料を計算している企業においては、今後公表される保険料額表の表記の仕方も考慮して、給与明細の記載内容を取り決めればよいと思います。

なお、こども家庭庁から、上記の事業主向けのリーフレットのほか、ポスターや加入者向けのリーフレットも公表されています。子ども・子育て支援金は、民間企業にお勤めの方にとっては、健康保険の保険料と合わせて徴収されます(労使で折半負担)。企業としては、従業員の方にも理解してもらう必要があるため、下記のポスターを事業所の見やすい場所に掲示しておくなど、周知を図っておくとよいかもしれません。

子ども・子育て支援金制度/広報用ポスター(こども家庭庁)

こども家庭庁 子ども・子育て世帯を応援! 児童手当の拡充や妊婦のための支援給付など給付の拡充には、令和8年度から始まります。子ども・子育て支援金が充てられます。

Q 「子ども・子育て支援金制度」って?
A 全ての世代や企業のみなさまから支援金を拠出いただき、上記6つの子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支える制度です。
Q いつから始まるの?
A 令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際の徴収開始時期は加入する医療保険制度によって異なります。
Q 支援金っていくらなの?
A 令和8年度の個人や世帯の支援金額(平均月額)の試算は次のとおりです。実際の額は加入する医療保険制度や所得等により異なります。
健保組合:被保険者一人当たり約550円
国民健康保険:一世帯当たり約300円
後期高齢者医療制度:被保険者一人当たり約200円

★リーフレットやポスターが必要であれば、気軽にお声掛けください。そのURLなどをお伝えします。



Table with 2 columns: Date (3/10, 3/16, 3/3) and Event (2月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付, 2025年分の所得税、個人住民税、個人事業税の確定申告期限, 2月分健康保険料・厚生年金保険料の納付, 1月決算法人の確定申告と納税・7月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで))

施行待ちの  
改正

## 在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」を改定 令和8年4月から

厚生労働省から、令和8年度の年金額改定についてお知らせがありました。令和8年度の年金額は、法律の規定に基づき、国民年金（基礎年金）は1.9%の引き上げ、厚生年金保険（報酬比例部分）は2.0%引き上げられます。また、在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」についても、名目賃金の変動に応じて改定が行われます。ここでは、在職老齢年金に着目してお伝えします。

……………在職老齢年金の計算に用いる「支給停止調整額」の改定(令和8年4月～)……………

「支給停止調整額」は、令和7年の年金制度改正により法定の額の引き上げ（48万円→62万円）が行われ、これに名目賃金の変動に応じた改定が適用され、令和7年度の51万円から、令和8年度は「65万円」に大幅に引き上げられることになりました。

～令和8（2026）年3月～

賃金（賞与込み月収）＋年金の月額が、

- ・「51万円」超えないとき → 年金の減額なし
- ・「51万円」超えるとき → 年金の減額あり（超える額の2分の1を支給停止）



～令和8（2026）年4月～

賃金（賞与込み月収）＋年金の月額が、

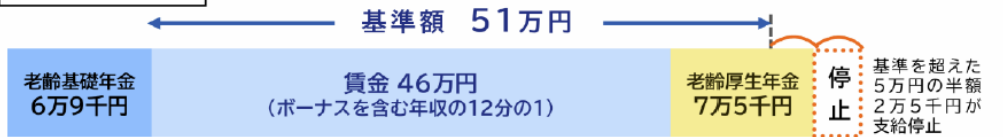
- ・「65万円」超えないとき → 年金の減額なし
- ・「65万円」超えるとき → 年金の減額あり（超える額の2分の1を支給停止）

〈補足〉上記の減額（支給停止）の仕組みは、令和4年4月施行の改正で、60歳台前半の在職老齢年金と60歳台後半・70歳以上の在職老齢年金に共通のものとなっています。

### ◆ イメージ図／厚生労働省の資料を一部修正 ◆

例 賃金月46万円、老齢厚生年金の受給額が月10万円のイメージ

2026年3月まで



2026年4月から



老齢厚生年金が全額受給できるようになります



★この改正により、老齢厚生年金の減額（支給停止）を避けるために働き控えをする従業員は、大幅に減少することになりそうです。

誕生石 365日



3月2日の誕生石

シェルオパール

宝石言葉：和合、合体  
貝の化石が長い年月の中でオパールとなったものですが、縁結び、夫婦円満、和解を象徴します。角度によって色が変わり、いつまでも眺めていられますね。



代表 上田 正順  
〒862-0949 熊本市中央区国府 1-13-5 2F  
TEL:096-211-6055 FAX:096-211-6065  
URL:http://brainstar.jp

厚生労働省の雇用関係助成金は、毎年見直しが行われます。令和8年度の雇用関係助成金においては、人手不足が続いていることを踏まえ、人材確保や人材育成に関する見直しが予定されています。

厚生労働省の資料からピックアップして紹介しますので、気になるものはお問い合わせください。

#### ◆65歳超雇用推進助成金（65歳超継続雇用促進コース）

事業主が段階的に高齢者の雇用推進措置を講じた場合にも助成を受けられるよう、1事業主当たり1回限りとしていた取扱いが廃止されます。

また支給額は、現行の10万円～160万円から15万円～240万円に変更されます（継続雇用制度の導入については、希望者全員を対象とする措置を講じた場合に助成額を増額して支給）。

さらに、「他社による継続雇用制度」の導入について、定率の助成から定額の助成に変更し、16万円～105万円が支給されるようになります。

#### ◆高齢者無期雇用転換コースの見直し

対象となる高齢者の有期契約労働者について、期間の定めのない労働契約を締結する労働者へ転換した場合に、有期契約労働者1人につき23万円（中小企業は30万円）だった支給額が、1人につき30万円（中小企業は40万円）に変更されます。

#### ◆人材開発支援助成金人材育成支援コースの拡充

45歳以上の労働者を対象とした訓練が、助成対象に追加されます。OJTとOFF-JTを組み合わせた訓練を実施し、訓練修了後、訓練受講者の賃金が5%以上増額しているなどの要件を満たす場合に、所定額の支給が受けられます。

#### 【参考】

雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案に対する御意見の募集について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495250371&Mode=>



## 「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」が公開

### ◆「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」とは？

厚生労働省は1月、「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」を公開しました。このツールは、利用する従業員（「ママの場合」、「パパの場合」に分かれている）の情報を入力することによって、出産時や育児休業中に受け取れる給付金などの額が簡単に試算できるというものです。

入力する項目は以下のとおりです。

- ・子どもの誕生日（子どもが生まれる前は出産予定日）
- ・生まれる（た）子どもの人数
- ・勤務地
- ・給与形態
- ・休業開始前の給与月額
- ・出生後休業支援給付金の申請の有無

### ◆何が試算できるの？

「産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール」では、以下の金額を試算することができます。

- ・出産手当金
- ・出産育児一時金
- ・育児休業給付金
- ・出生後休業支援給付金
- ・社会保険料免除額

「結果を表示する」をクリックすると、それぞれの支給額が算出されます。

また、月ごとの支給額（見込み）、給付額、社会保険料免除額、計算根拠等も表示されます。



実際に制度を利用するためには、勤務先や健康保険組合、ハローワークなどでの手続きが必要です。詳細な制度内容や申請方法については、厚生労働省や協会けんぽ等のホームページを確認してください。

従業員の出産や育児休業の際に活用してみたいはいかがでしょうか。

#### 【参考】

産休・育休中の経済的支援かんたん試算ツール <https://shussan.ikukyu-simu.mhlw.go.jp/>

## 協会けんぽから、新しい健診についてお知らせ（協会けんぽ加入事業所向け）

令和8年度から、協会けんぽの健診（健康診断）が、さらに手厚く、新しくなるということです。そのポイントを確認しておきましょう。

### 令和8年度 協会けんぽの健診がさらに手厚く、新しく！／3つのポイント

健康づくりに  
新たなピース！

健診をもっと手厚く、多くの方へ！  
**新しい健診が始まります。**  
※被保険者が対象

**ポイント1**  
35歳以上の方は  
人間ドック健診に  
最高**25,000円**の  
補助！

**ポイント2**  
35歳以上の方に加え  
**20、25、30歳**の方も  
生活習慣病予防健診  
の対象に！

**ポイント3**  
**40歳以上の女性**に  
骨粗しょう症検診を  
開始！

さらに詳しく +

〈補足〉さらに、令和9年度からは、これらの健診がすべて被扶養者も対象となるということです。

☆協会けんぽでは、従業員の皆さまに、健診の受診に関する積極的な声かけをするように呼びかけています。

健診をもっと手厚く、多くの方へ！  
**新しい健診が始まります。**  
※被保険者が対象

**ポイント1 人間ドック健診に対する補助を開始**

**対象** 35歳～74歳の被保険者  
**補助額** 協会けんぽが最高**25,000円**補助します  
**内容** 一般健診の項目に検査項目がさらに追加され、当日の医師による健診結果説明や特定保健指導も含まれる総合的な健診です。

**ポイント2 生活習慣病予防健診の対象者を若年者へ拡大**

**対象** 20歳、25歳、30歳の被保険者  
**自己負担額** 最高**2,500円**  
**内容** 血液検査や尿検査などの一般的な検査に肺のがん検診を加えた若年者用の健診です。

**ポイント3 40歳以上の女性に骨粗しょう症検診を開始**

**対象** 一般健診・節目健診を受診する**40歳～74歳の偶数年齢の女性**被保険者  
**自己負担額** 最高**1,390円**  
**内容** 問診や骨の中にあるカルシウムやマグネシウム等の成分量を測定することで、骨粗しょう症の予防と早期発見を目的とした検診です。

令和9年度からは、これらの健診がすべて被扶養者も対象となります。

#### 健診受診の流れ

- 1 受診を希望する健診機関に予約する  
全国の健診機関で受診することができます。協会けんぽへの申込手続きは不要です。
- 2 健診を受診する  
受診当日は、マイナ保険証等<sup>※</sup>及び検査容器などを忘れずにお持ちください。  
※健診実施機関の受付方法については、事前に健診機関へお問い合わせください。
- 3 健診結果を確認する  
生活習慣の改善が必要な方は「特定保健指導の利用」、要治療と判定された方は「医療機関の受診」をお勧めいたします。

健診実施機関等の一覧はこちら  
協会けんぽ 健診機関



生活習慣病は初期には自覚症状がなく、症状が現れたときにはすでに進行しているケースが少なくありません。

健診を受けることは、自身の生活習慣を見直し、改善に取り組むきっかけとなります。

また、早期に病気を発見できれば、より早く治療につなげることができます。

生活習慣の改善が必要な方は

「特定保健指導の利用」、要治療と判定された方は「医療機関の受診」をお勧めいたします。（必須にしたいくらいです！）

今回から**20、25、30歳**の人も節目健診を受診できます。まだまだ先と思ってほったらかしているうちに、メタボリックシンドロームまっしぐら！

将来**70歳**以上の就労も当たり前。

すべては健康な体があってこそ！

日々の健康づくりは、適度な運動やバランスの良い食生活から始まります。

まずは、健康診断の受診から始めましょう